
志免町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2022（令和4）年度－2030（令和12）年度



2022（令和4）年3月

2025（令和7）年3月 一部改定



福岡県志免町

目 次

1	計画策定の背景と目的	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
2	基本事項	3
(1)	計画の位置づけ	3
(2)	計画期間、基準年度、目標年度	3
(3)	対象とする事務・事業及び施設	4
(4)	対象とする温室効果ガスの種類	5
3	現状のエネルギー使用及び温室効果ガスの排出状況	6
(1)	基準年度（2013（平成 25）年度）の状況	6
(2)	基準年度（2013（平成 25）年度）以降の経年変化	18
(3)	環境配慮行動の現状	21
4	将来の温室効果ガスの削減ポテンシャル	25
(1)	将来の施設・設備改修計画による削減ポテンシャル	25
(2)	将来の環境配慮行動による削減ポテンシャル	26
5	計画の目標	28
(1)	温室効果ガス排出量の削減目標	28
(2)	エネルギー使用量の削減目標	29
6	目標達成に向けた具体的な取組	30
(1)	目標達成に向けた指標	30
(2)	日常業務に関する取組	31
(3)	設備・機器の保守・管理に関する取組	32
(4)	設備・機器の運用改善に関する取組	32
(5)	設備・機器の導入、更新に関する取組	33
(6)	再生可能エネルギーに関する取組	33
(7)	その他の取組	34
7	計画の推進	35
(1)	推進体制	35
(2)	進行管理の方法	36
	巻末資料	39
(1)	志免町地球温暖化対策推進委員会設置要綱	39
(2)	点検調査票	40

1 計画策定の背景と目的

(1) 背景

地球温暖化は、今日の地球を生きる私たちにとって、避けることのできない喫緊の課題です。地球温暖化を引き起こす二酸化炭素等の温室効果ガスは、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えます。これらの温室効果ガスは、日常生活や事業活動に伴い排出されることから、さまざまな視点や主体からの多元的な取組が必要です。

地方公共団体については、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）」（以下、「温対法」とする）において、地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の削減と吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画、すなわち地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下、「事務事業編」とする）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。また、地方公共団体は、地域住民の生活に関連の深いさまざまな施策を実施していることから、自ら率先的な取組を行うことにより、地域の事業者・住民の模範となることが期待されます。

1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、予想される影響やその深刻さから、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題であり、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界中で、最高気温の更新や、雪氷の融解、海面水位の上昇などの影響が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、豪雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、その影響は年々深刻化しています。

2) 地球温暖化対策をめぐる国際的な動向

2015 年にフランスのパリにおいて気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）が開催され、すべての国が参加し、公平かつ実効的な枠組みとなる「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされ、5 年毎に各国での地球温暖化対策への貢献状況を提出・更新するしくみなどが規定されています。

2018 年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）※が取りまとめた「1.5℃特別報告書」で、地球温暖化を 1.5℃に抑制するためには CO₂排出量が「2030 年までに 2010 年比で 45%削減され、2050 年頃には正味ゼロに達する必要がある」ことなどが示されました。この流れを受けて、2021 年 4 月に米国主催の下で気候サミットが開催されたほか、各国が、2030 年を目標年とする「国が決定する貢献（NDC）」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化の動きは急速に加速しています。

※気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change（通称 IPCC））は、1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織で、2021 年 8 月現在、195 の国と地域が参加しています。世界中の科学者の協力のもと、気候変動に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行い、報告書をまとめています。

3) 地球温暖化をめぐる国内の動向

我が国はパリ協定に基づいて、2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 26%削減する目標を掲げました。

2020 年 10 月には、菅元内閣総理大臣が所信表明演説において「2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言し、同年 12 月には、「国・地方脱炭素実現会議」が開催され、2050 年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための関係府省・自治体等の連携の在り方等について検討が行われました。

その後 2021 年 4 月には、菅元内閣総理大臣が気候サミットにおいて、「日本の 2030 年度の温室効果ガス排出を 2013 年度に比べて 46%削減することを目指す。さらに 50%削減の高みに向け、挑戦を続ける。」ことを表明し、同年 6 月には、地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」が発表されるなど、我が国の脱炭素へ向けた取組が加速しています。

そして 2021 年 10 月には国の「地球温暖化対策計画」が改定されました。この中では従来の目標を引き上げ、温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減することを新たな目標として掲げています。

また、地球温暖化対策計画の改定と併せ、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下、「政府実行計画」とする。）が改定されました。政府実行計画では、2013 年度を基準として、政府全体の温室効果ガス排出量を 2030 年度までに 50%削減するという目標を設定し、太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、公用車の電動化、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力の調達等の措置を講ずることとしています。

地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は政府実行計画に準じて取り組むこととされていることから、策定に当たっては政府実行計画の内容に留意する必要があります。

(2) 目的

本計画は、志免町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた様々な取組を行うことで、町の事務・事業に伴い排出される温室効果ガスを削減するとともに、町民や事業者の模範となることで、町民や事業者の自主的な行動を促進することを目的とします。

2 基本事項

(1) 計画の位置づけ

「志免町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下、本計画とする)は、温対法第21条に基づく計画であるとともに、第6次志免町総合計画における地球温暖化対策を町の事務・事業の中で具体的に実行するための計画です(図1)。

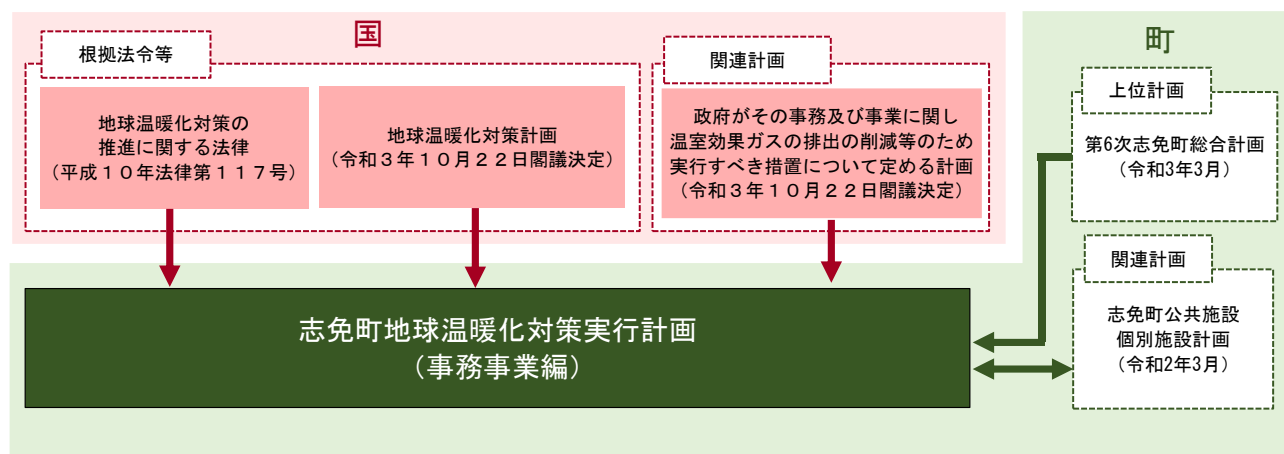


図1 計画の位置づけ

(2) 計画期間、基準年度、目標年度

事務事業編は、国の「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)に即して策定することが義務付けられています。そこで本計画の計画期間は、2022(令和4)年度から2030(令和12)年度の6年間とし、基準年度は国の地球温暖化対策計画の基準年度と同じ2013(平成25)年度、目標年度は計画期間終了年度である2030(令和12)年度とします。

なお、継続的な改善を図りつつ地球温暖化対策を推進していくために、社会情勢の変化や取組の実施状況等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

表1 計画の概要

項 目	内 容
計画期間	2022(令和4)年度から2030(令和12)年度
基準年度	2013(平成25)年度
目標年度	2030(令和12)年度

(3) 対象とする事務・事業及び施設

本計画は、町が実施する全ての事務・事業を対象とします。対象とする施設は、町の公共施設のうち、倉庫やトイレなどの比較的小規模の建物を除く施設とします(表2)。また、委託や自主運営により町が直接エネルギー消費量の管理を行っていない公民館等の施設は、温室効果ガス排出量の算定・管理対象とはせず、運営者等に対して温室効果ガスの排出量削減等の措置を講ずるよう要請することとします。

表2 対象とする施設

番号	分類	担当課	施設名称	温室効果ガス排出量の算定・管理対象
1	行政系施設	総務課	志免町役場	○
2		生活安全課	志免町地域安全安心センター (平成27年度から利用開始)	○
3			志免町消防団分団	
4		上下水道課	土生山浄水場	○
5	町民文化系施設	社会教育課・生活安全課	志免町立町民センター・防災備蓄倉庫	○
6			別府文化センター(隣保館)	○
7			志免町産業遺産収蔵庫	○
8			文化財整理事務所	○
9			志免町歴史資料室分室(文化財収蔵庫) (平成24年度11月から利用開始)	○
10		社会教育課	公民館、共同利用施設、集会所	
11	スポーツ・レクリエーション系施設		志免町民体育館	○
12			志免町西地区社会体育館	○
13			志免町東地区社会体育館(令和2年度に解体)	○
14			志免町総合公園野球場	○
15			志免町弓道場	○
16	学校教育系施設	学校教育課	志免東小学校	○
17			志免南小学校	○
18			志免中央小学校	○
19			志免西小学校	○
20			志免東中学校	○
21			志免中学校	○
22	子育て支援施設	子育て支援課	志免東保育園	○
23			志免南保育園	○
24			亀山保育園(平成30年度4月から民営化)	○
25			志免東第一・第二学童保育所	
26			志免中央第一・第二学童保育所	
27			志免中央第三・第四学童保育所	
28			志免西第一・第二学童保育所	
29			志免西第三・第四学童保育所	
30	保健・福祉施設	健康課・社会教育課	志免町立町民ふれあいセンター・志免町ボランティアネットワークセンター(生涯学習1号館)	○
31		福祉課	志免町総合福祉施設「シーメイト」	○
32			志免町高齢者等集会所「コミュニティの部屋」	
33			志免町障害児支援施設「げんきはうす」	
34			望山荘(平成30年度10月に閉館)	○
35	その他	生活安全課	リサイクル工房	

(4) 対象とする温室効果ガスの種類

事務事業編では、温対法第2条第3項に掲載されている6種類のガス（表3）を算定対象とします。

このうち本計画で対象とする温室効果ガスは、町の事務・事業に伴い排出される二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

表3 温室効果ガスの種類

ガス種類	人為的な発生源	
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフル オロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロ カーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

3 現状のエネルギー使用及び温室効果ガスの排出状況

(1) 基準年度（2013（平成 25）年度）の状況

1) エネルギーの使用状況

町の事務・事業に伴う 2013（平成 25）年度のエネルギー使用量は、熱量換算値で 62,248GJ です（表 4）。電力の割合が最も多く、約 82%を占めています（図 2）。

施設別でみると、志免町総合福祉施設「シーメイト」、土生山浄水場のエネルギー使用量が多く、2 施設で全体の約 44%を占めています（図 3）。

表 4 エネルギー使用量(2013(平成 25)年度)

項 目	使用量	換算係数	熱量換算
電 力	5,101,097 kWh	9.97 MJ/kWh	50,858 GJ
A 重油	25,925 L	39.1 MJ/L	1,014 GJ
LPG	85,561 kg	50.8 MJ/kg	4,347 GJ
灯 油	126,600 L	36.7 MJ/L	4,646 GJ
ガソリン	19,986 L	34.6 MJ/L	692 GJ
軽 油	18,360 L	37.7 MJ/L	692 GJ
合 計			62,248 GJ

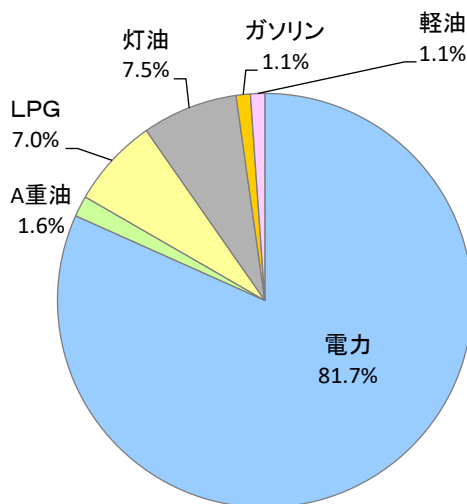


図 2 エネルギー使用量の内訳（2013（平成 25）年度）

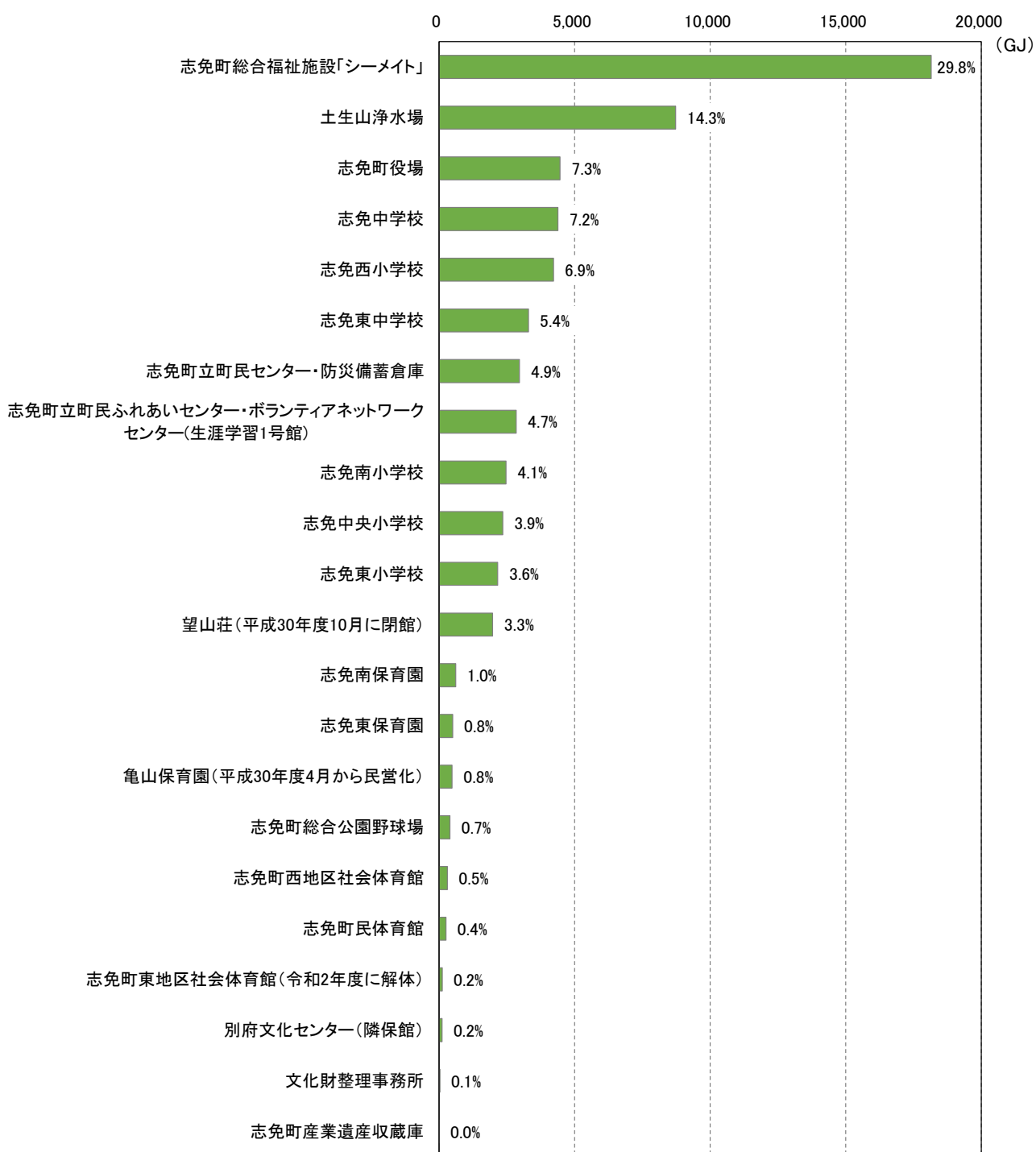


図3 施設別エネルギー使用量（熱量換算）の内訳（2013（平成25）年度）

① 電力使用量

2013（平成 25）年度の電力使用量は、5,101,097kWh です。施設別にみると、志免町総合福祉施設「シーメイト」、土生山浄水場の電力使用量が多く、全体の約 43%を占めています（図 4）。

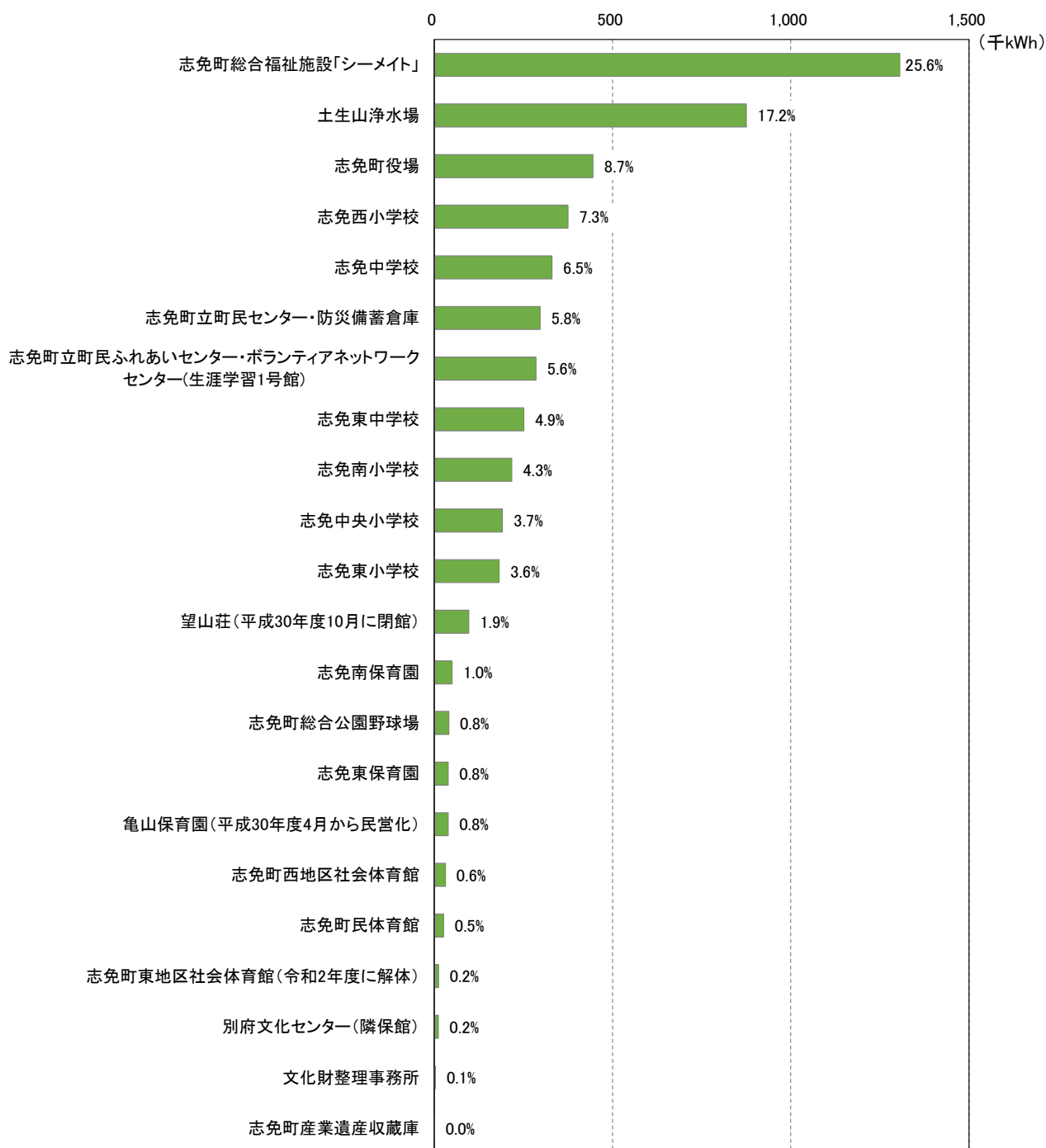


図 4 電力使用量の内訳（2013（平成 25）年度）

② A重油使用量

2013（平成 25）年度におけるA重油使用量は 25,925L です。望山荘のみで使用されています（図 5）。

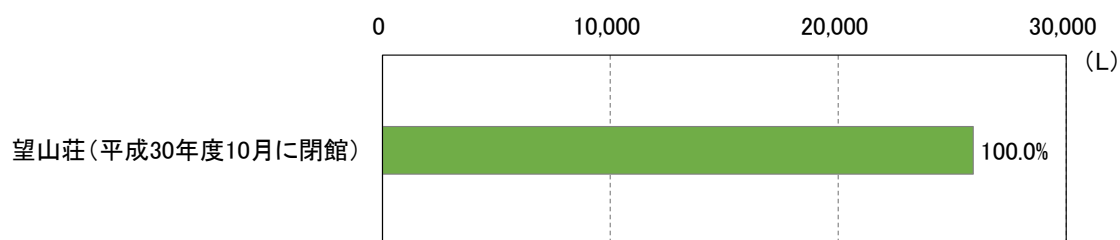


図 5 A 重油使用量の内訳（2013（平成 25）年度）

③ LPG 使用量

LPG は 16 施設で使用されており、2013（平成 25）年度における LPG 使用量は、85,561kg です。施設別にみると、志免中学校、志免東中学校の使用量が多く、全体の約 44%を占めています（図 6）。

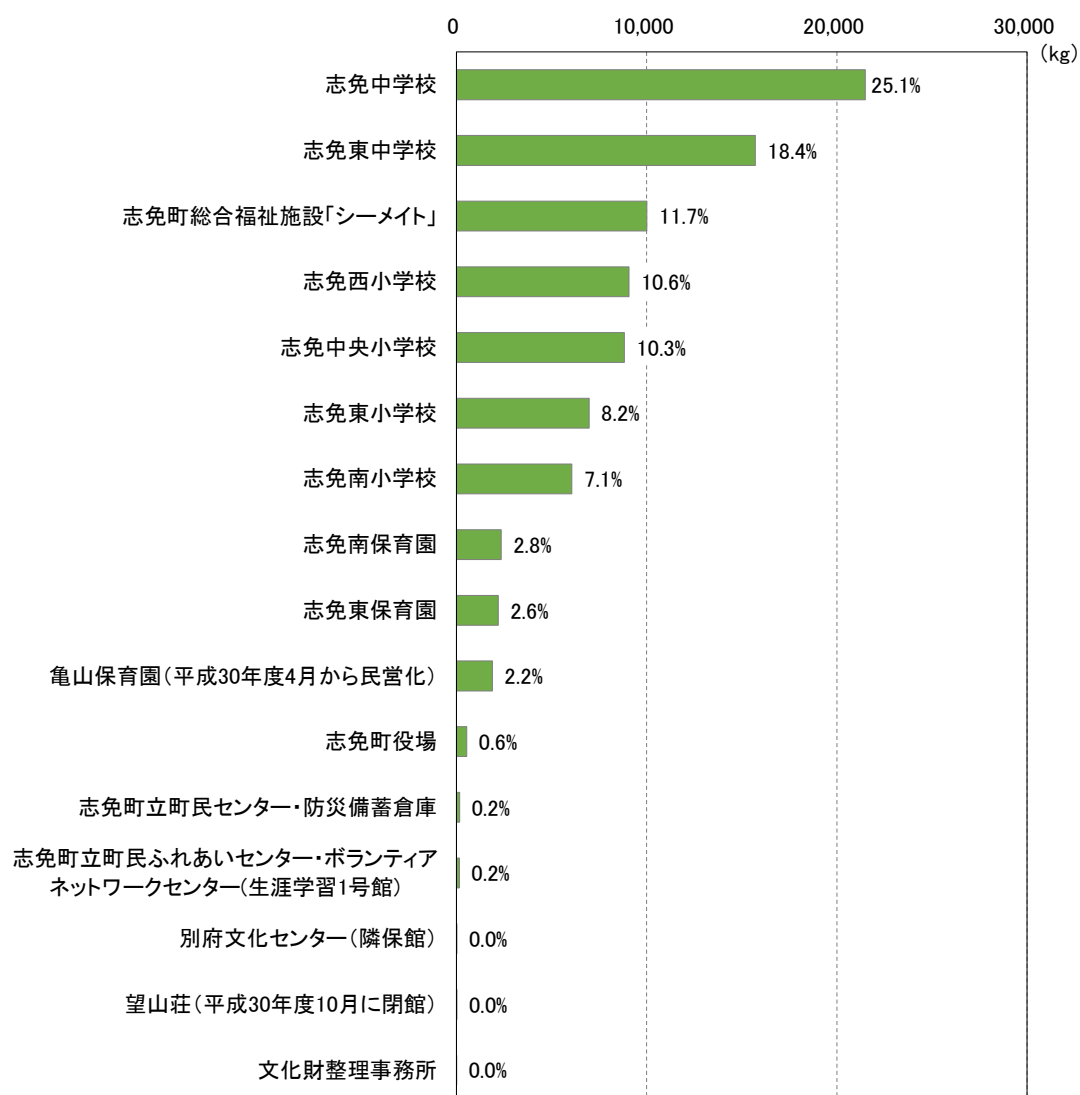


図 6 LPG 使用量の内訳（2013（平成 25）年度）

④ 灯油使用量

灯油は2施設で使用されており、2013（平成25）年度における灯油使用量は、126,600Lです。ほぼ全てが、志免町総合福祉施設「シーメイト」で使用されています（図7）。

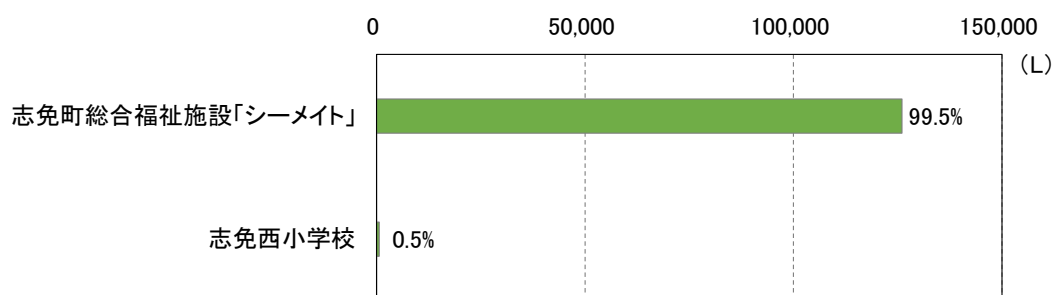


図7 灯油使用量の内訳（2013（平成25）年度）

⑤ ガソリン使用量

2013（平成25）年度のガソリン使用量は19,986Lであり、全てが公用車燃料として使用されています。管理課別にみると、総務課の使用量が多く、全体の約35%を占めています（図8）。

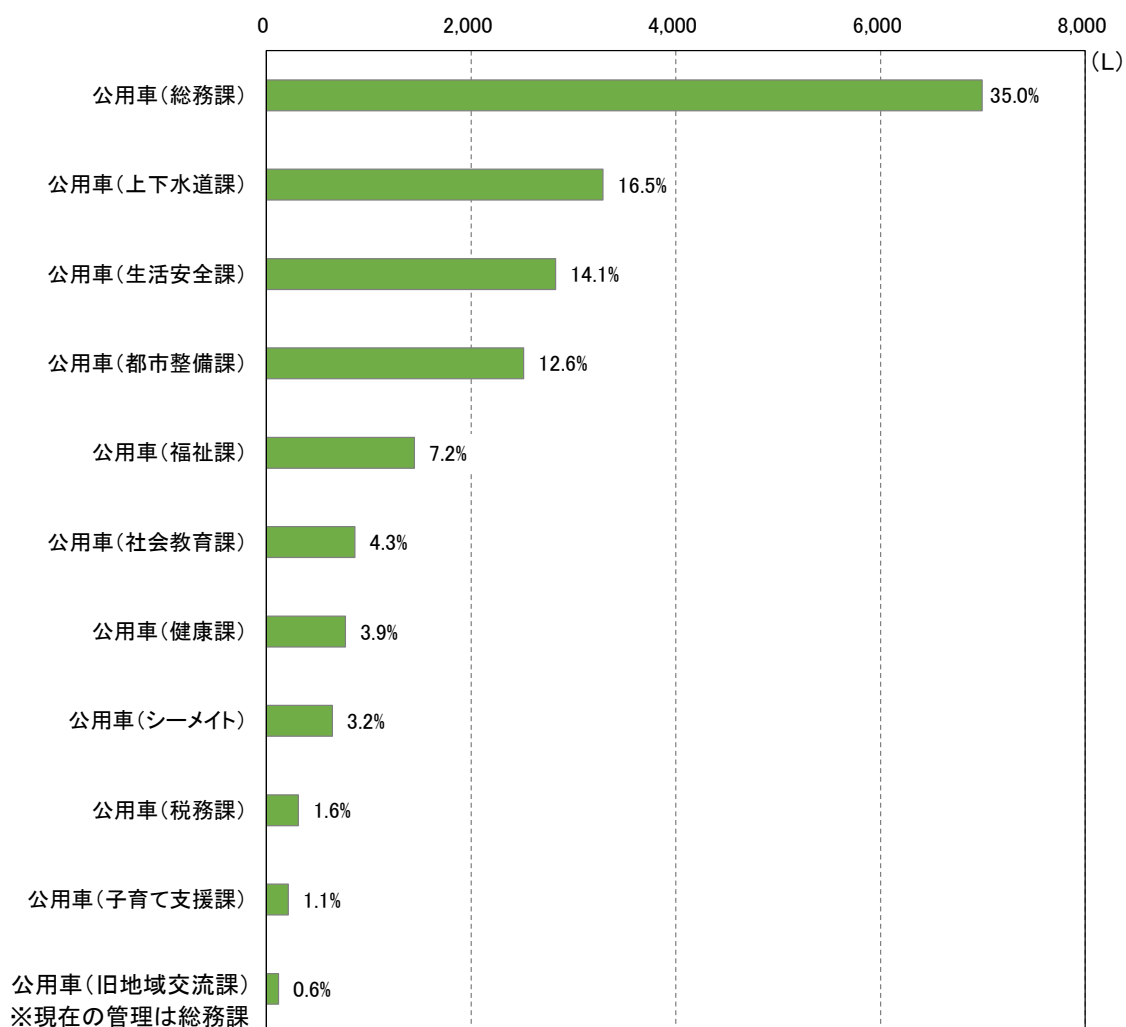


図8 ガソリン使用量の内訳（2013（平成25）年度）

⑥ 軽油使用量

2013（平成 25）年度の軽油使用量は 18,360L であり、全てが公用車（バス）の燃料として使用されています（図 9）。

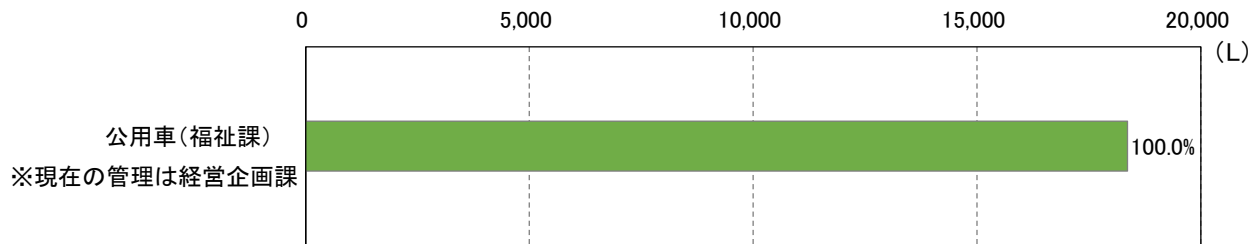


図 9 軽油使用量の内訳（2013（平成 25）年度）

2) 温室効果ガスの排出状況

① 算定方法

温室効果ガス排出量は、環境省マニュアル^{※1}に基づき、電力や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定しました（表 5）。温室効果ガス排出量の算定に使用した電気事業者別の排出係数を表 6 に、燃料種別の排出係数を表 7～表 10 に、地球温暖化係数^{※2}を表 11 に示します。

※1：環境省マニュアル

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和 6 年 4 月、環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」（令和 6 年 4 月、環境省 大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官室）

※2：地球温暖化係数とは、各温室効果ガスの地球温暖化をもたらす効果の程度を、二酸化炭素の当該効果に対する比で表したものです。

表 5 温室効果ガス排出量の計算方法（二酸化炭素換算含む）

項 目	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂ , kg-CH ₄ , kg-N ₂ O, kg-HFC)	温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算後(kg-CO ₂))
二酸化炭素	電力使用量 × 排出係数(表 6) 燃料使用量 × 排出係数(表 7)	—
メタン	公用車の走行距離 × 排出係数(表 8)	各温室効果ガス排出量 × 地球温暖化係数(表 11)
一酸化二窒素	公用車の走行距離 × 排出係数(表 9)	
ハイドロフルオロ カーボン	カーエアコンの使用台数 × 排出係数(表 10)	

表 6 志免町と契約実績のある電気事業者の二酸化炭素の排出係数

(kg-CO₂/kWh)

電気 事業者	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
九州電力 株式会社	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365	0.296	0.407	0.258
株式会社 ホープ	—	—	—	—	0.568	0.541	0.524	0.473	—	—	—

備考) 電力の使用に伴う二酸化炭素排出係数は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第 2 条第 4 項に基づく電気事業者別の各年度の実排出係数を用いることとし「電気事業者毎の排出係数一覧」(環境省) から引用

※2025 年 1 月現在、国により公表されている電気事業者別の二酸化炭素の排出係数は、2022 年度が最新となっています。そのため、2023 年度の係数については以下の暫定値を使用しています。

・九州電力株式会社の係数：九州電力ホームページで公表されている 2023 年度の排出係数

表 7 燃料種別の二酸化炭素の排出係数

項 目	排出係数
ガソリン	2.32 kg-CO ₂ /L
灯油	2.49 kg-CO ₂ /L
軽油	2.58 kg-CO ₂ /L
A 重油	2.71 kg-CO ₂ /L
液化石油ガス (LPG)	3.00 kg-CO ₂ /kg

備考)「温対法施行令第3条」から引用

表 8 メタンの排出係数

項 目			排出係数
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.00001 kg-CH ₄ /km
	ガソリン	軽乗用車	0.00001 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	0.000011 kg-CH ₄ /km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000002 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000015 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000076 kg-CH ₄ /km
		普通・小型特種用途車	0.000013 kg-CH ₄ /km

表 9 一酸化二窒素の排出係数

項 目			排出係数
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000029 kg-N ₂ O/km
	ガソリン	軽乗用車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通・小型・軽特種用途車	0.000035 kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以下)	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000014 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.000009 kg-N ₂ O/km
		普通・小型特種用途車	0.000025 kg-N ₂ O/km

表 10 ハイドロフルオロカーボンの排出係数

項 目	排出係数
カーエアコンの使用	0.01 kg-HFC/台・年

表 11 地球温暖化係数

温室効果ガス	地球温暖化係数 (2024 年 3 月以前)	地球温暖化係数 (2024 年 4 月 1 日以降)
二酸化炭素	1	1
メタン	25	28
一酸化二窒素	298	265
ハイドロフルオロカーボン※	1,430	1,300

※HFC は物質群の総称であり、個々の物質により地球温暖化係数が異なります。

本計画ではカーエアコンに封入されている HFC として代表的な HFC-134a を対象とします。

② 温室効果ガスの排出量

町の事務・事業に伴う 2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量は、3,866t-CO₂です（表 12）。

温室効果ガスの内訳（図 10）をみると、二酸化炭素が最も多く、100%近くを占めています。メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン（HFC）は公用車の使用により排出されており、その排出量は全体の 1%以下です。

表 12 温室効果ガス排出量（2013（平成 25）年度）

温室効果ガス	排出量 (t-CH ₄ , t-N ₂ O , kg-HFC)	二酸化炭素換算後 の排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素	—	3,863 t-CO ₂
メタン	0.003 t-CH ₄	0.090 t-CO ₂
一酸化二窒素	0.007 t-N ₂ O	1.95 t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボン	0.52 kg-HFC	0.74 t-CO ₂
合計		3,866 t-CO ₂

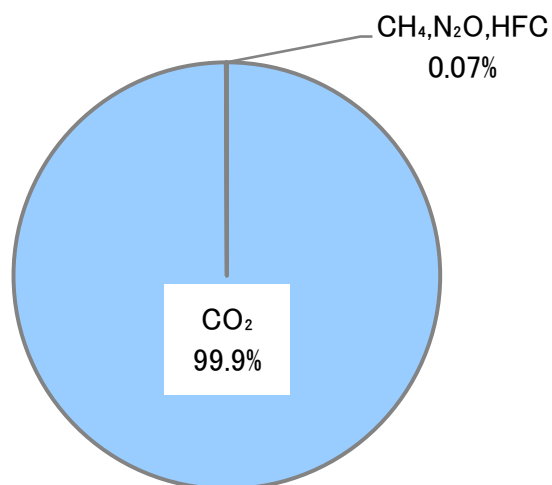


図 10 温室効果ガス排出量の内訳（2013（平成 25）年度）

③ 二酸化炭素排出量の内訳

2013（平成 25）年度の二酸化炭素排出量は、3,863t-CO₂です。そのうち、電力の使用による排出量が最も多く、約 81%（3,127t-CO₂）を占めています（図 11）。

施設別の排出量では、志免町総合福祉施設「シーメイト」が最も多く、続く土生山浄水場と合わせて約 45%を占めています（図 12）。

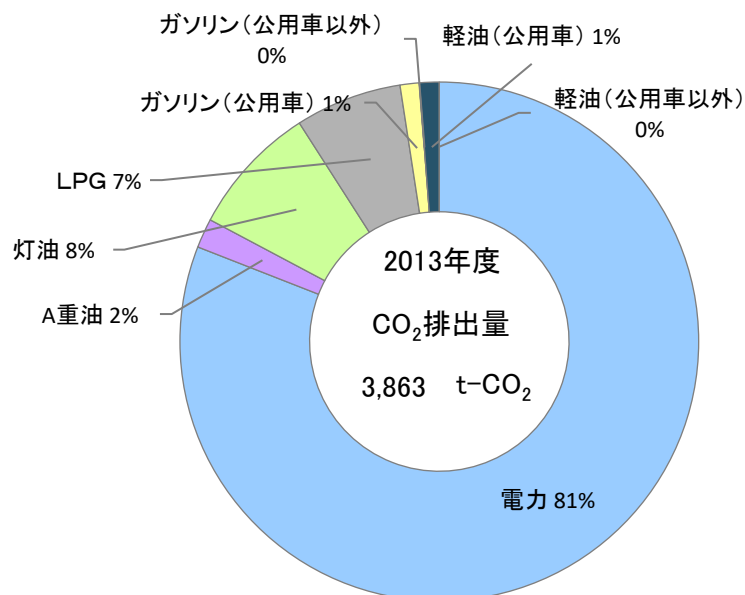


図 11 二酸化炭素排出量のエネルギー種別の内訳（2013（平成 25）年度）

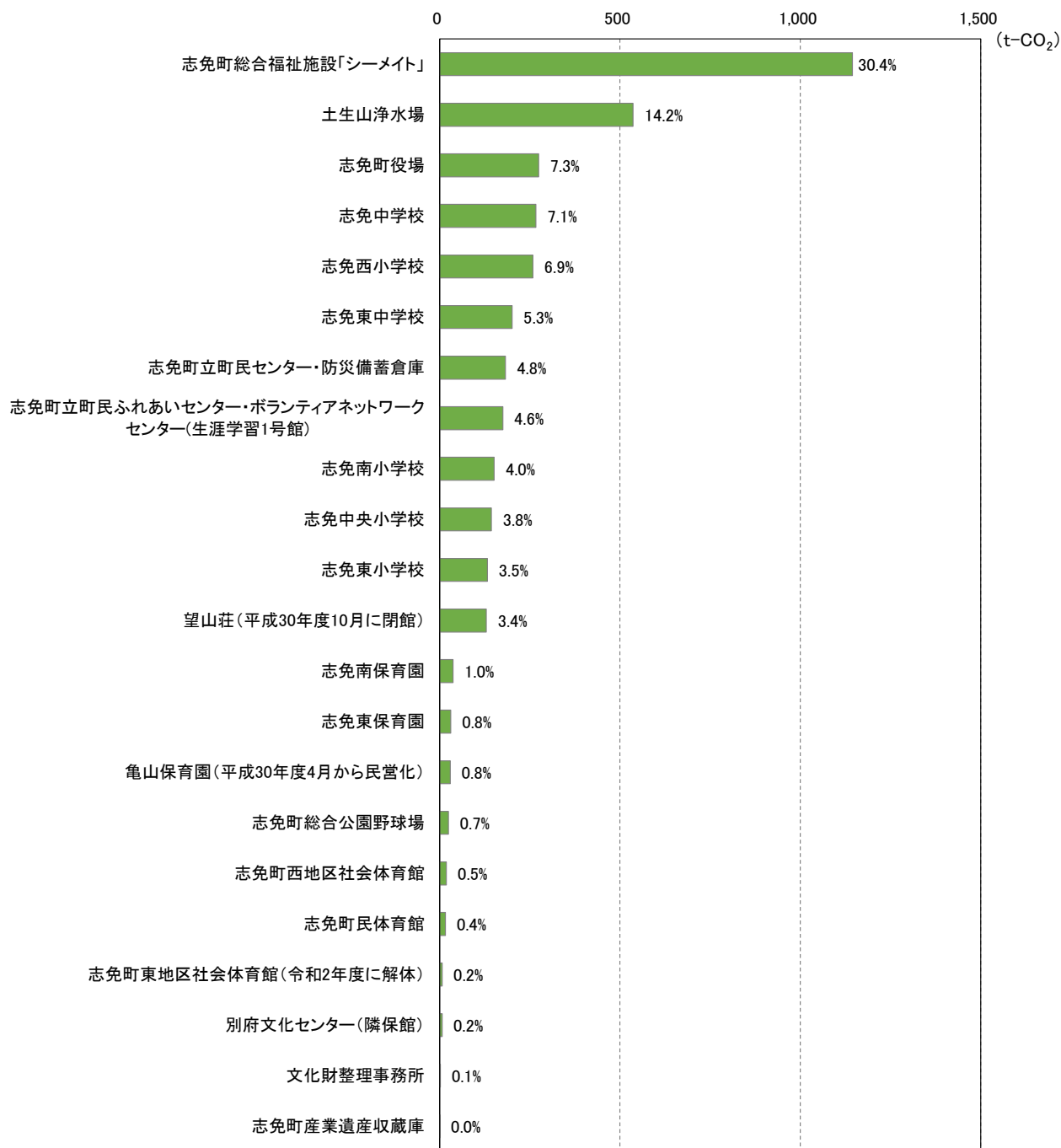


図 12 二酸化炭素排出量の施設別の内訳（2013（平成 25）年度）

(2) 基準年度（2013（平成 25）年度）以降の経年変化

1) エネルギー使用量の経年変化

町の事務・事業に伴うエネルギー使用量（熱量換算値）の推移（図 13）をみると、2013 年度以降概ね減少傾向にあり、2023（令和 5）年度の使用量は、基準年度である 2013（平成 25）年度比で約 16%減少しています。

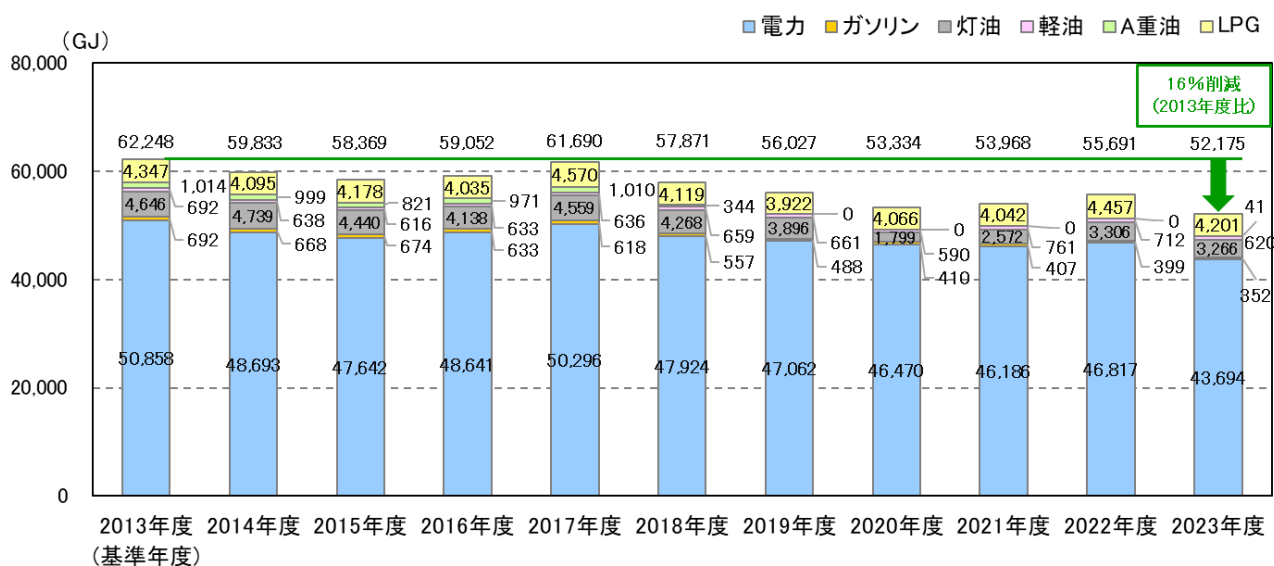


図 13 2013（平成 25）～2023（令和 5）年度のエネルギー使用量（熱量換算値）

2) 温室効果ガス排出量の経年変化

町の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度から 2023（令和 5）年度にかけて概ね減少傾向であり、2023（令和 5）年度の排出量は基準年度の 2013（平成 25）年度と比べて約 57%減少しています（図 14）。

温室効果ガスの内訳をみると（表 13）、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの排出量に大きな変化はみられず、二酸化炭素の排出量が大きく減少していることが分かります。

二酸化炭素の排出量が減少している要因として、施設の設備更新や省エネ行動に伴うエネルギー使用量の減少のほか、電力の排出係数の低下が挙げられます。なお、2019（令和元）年度、2022（令和 4）年度に温室効果ガス排出量が前年度と比べて増加している要因として、九州電力の排出係数が前年度に比べて高くなったことや、一部の施設において排出係数の高い電力会社に変更したことが挙げられます。

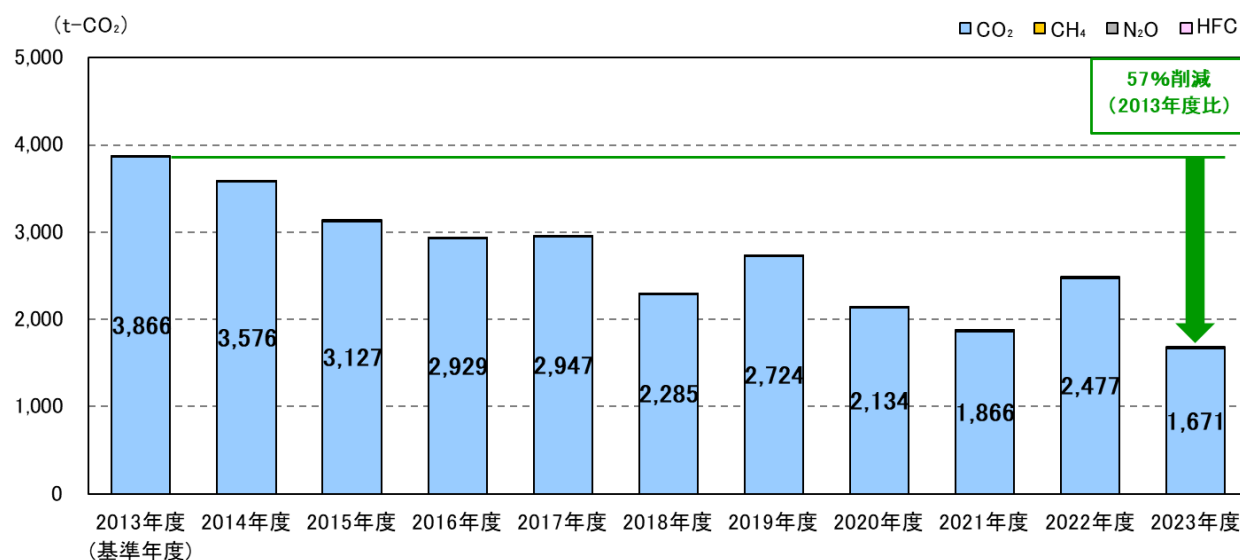
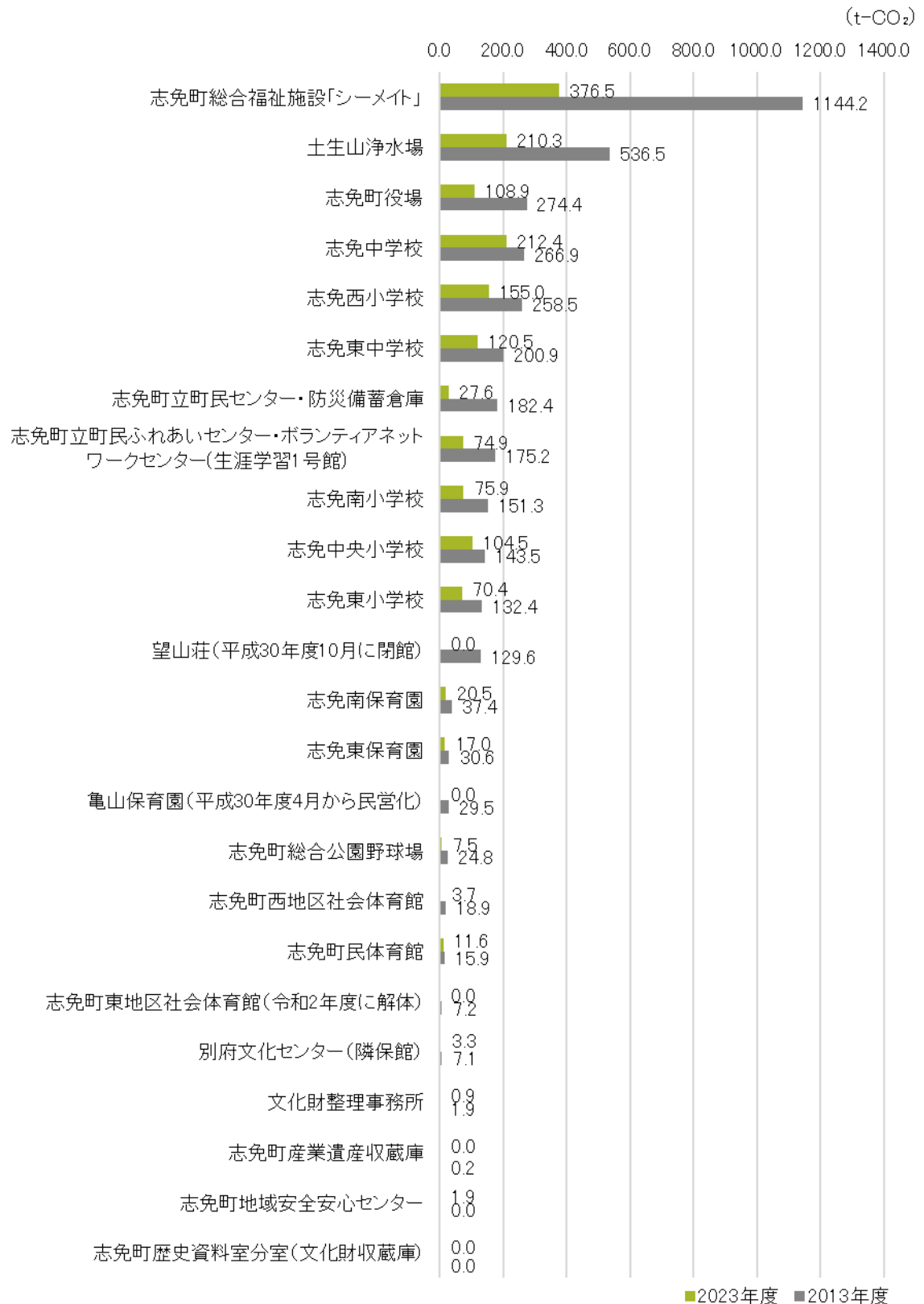


図 14 2013（平成 25）～2023（令和 5）年度の温室効果ガス総排出量の経年変化

表 13 温室効果ガス排出量の内訳（2013（平成 25）～2023（令和 5）年度）

区分	(t-CO ₂)										
	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
CO ₂	3,863	3,573	3,124	2,926	2,944	2,282	2,721	2,131	1,864	2,474	1,669
CH ₄	0.09	0.09	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08	0.07	0.07	0.07	0.08
N ₂ O	1.95	1.99	1.96	1.96	1.89	1.88	1.79	1.53	1.60	1.60	1.35
HFC	0.74	0.76	0.74	0.73	0.83	0.76	0.74	0.73	0.67	0.66	0.60
合計	3,866	3,576	3,127	2,929	2,947	2,285	2,724	2,134	1,866	2,477	1,671



※図中の温室効果ガス排出量の値は、公用車を除いた施設の排出量です。

図 15 基準年度（2013 年度）と 2023（令和 5）年度の温室効果ガス排出量の比較（施設別）

(3) 環境配慮行動の現状

1) 環境配慮行動調査の実施

庁内の全部署を対象に、温室効果ガス排出量の抑制につながる取組（環境配慮行動）について、職員の日常業務に関する取組や設備・機器の運用改善等を中心に、現在の実施状況を調査しました。調査項目を表 14～表 16 に示します。

表 14 環境配慮行動の調査項目（1）

区分	No	内 容
(1) 日常業務に関する取り組み		
① 用紙類		
	1	コピー用紙は、再生紙を購入する。
	2	トイレットペーパー等の衛生紙は、再生紙が使用されている製品を購入する。
	3	印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高いものを指定する。
	4	印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。
	5	両面印刷や、裏面コピー、縮小機能を利用する。
	6	裏紙使用を徹底する。
	7	コピー機等におけるミスコピー、ミスプリントの防止（リセットボタン、オールクリアボタンの利活用）。
	8	コピー、印刷物の部数、ページ数を減量化する。
	9	各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
	10	用紙の使用量を把握・管理する。
	11	会議等において、封筒使用を自粛する。
	12	事前配布資料は、原則再配布を自粛する。
	13	会議をペーパーレス（ノート PC やタブレットの利用等）で行う。
② その他物品		
	14	使い捨て製品の購入を控え、再利用や詰め替え可能な製品を選択する。
	15	部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。
	16	製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。
	17	エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。
	18	長期間未使用の事務用品や遊休（不用）備品等を有効活用する。
③ 用紙等のリサイクル		
	19	使用済封筒、不要紙、ファイル、付箋紙等を再使用する。
	20	トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請する。
	21	不用紙は資源ゴミとして廃棄し、燃やせるゴミから排除する。
	22	資源回収ボックスを利用している。
④ OA 機器		
	23	LAN の活用により周辺機器の共有化を図る。
	24	パソコン、コピー機、プリンターは省エネモードを活用する。
	25	昼休みなどの長時間使用しない場合は、コピー機、プリンター等の電源を切る。
	26	退庁時、可能なものは電源ケーブルをコンセントから抜く。

表 15 環境配慮行動の調査項目（２）

区分	No	内 容
	⑤ 照明・空調設備	
	27	使用していない箇所は消灯するなど、こまめな消灯を行う。
	28	冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）になるように設定する。
	⑥ 公用車	
	29	急発進・急加速や不必要なアイドリングをしない。
	30	早めにアクセルオフをしてエンジンプレーキを活用する。
	31	不必要な荷物を積んだままの状態にしない。
	32	低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。
	33	合理的な走行ルートを選択により効率的・合理的に運行する。
	34	走行距離、燃料使用量等の実態把握と改善を行う。
	⑦ 通勤スタイル	
	35	役場近くの職員はマイカー通勤の自粛を図り徒歩や自転車を利用し、遠方の職員は相乗りの実施を推進する。
	36	ノーマイカーデーを推進する。
	⑧ その他	
	37	エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのみの利用とする。
	38	省エネ対策の執務環境に対応した能率的な服装（クールビズ・ウォームビズ）にする。
	39	食器洗浄や洗濯時等は、水を流しっぱなしにしない。
	40	温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。
(2)設備・機器の保守・管理に関する取組		
41	照明器具を定期的に清掃する。	
42	空調フィルターを定期的に点検・清掃する。	
43	空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行う。	
44	水漏れ等の点検を定期的に実施する。	
45	水使用量の把握及び適正な設備の管理を行う。	
46	公用車のタイヤの空気圧を調整する等、定期的に点検・整備を実施する。	
(3)設備・機器の運用改善に関する取組		
① 照明機器		
47	勤務時間終了後、執務室は一斉消灯し、以後は必要な箇所のみ点灯する。	
48	廊下、階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消灯する。	
49	ノー残業デーの設定等、定時退庁を推進して照明時間を縮減する。	
② 空調設備		
50	冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	
51	空調機の吹き出し口の障害物を撤去する。	
52	空調の室外機には、夏季に日除け対策を実施し、冬季には取り外す。	
③ 電力使用量		
53	デマンド管理や電力消費監視システムなどを導入し、電力消費の見える化を実施する。	
④ 水道		
54	利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。	

表 16 環境配慮行動の調査項目（３）

区分	No	内 容
(4)設備・機器の導入、更新に関する取組		
① 照明機器		
	55	LED など省エネ型照明機器に更新する。
	56	人感センサー付の照明器具を導入する。
	57	個々に点消灯できる装置を導入する。
② 空調設備		
	58	個別冷暖房が可能なシステムを導入する。
	59	省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換機など）を導入する。
	60	空調にハイブリッドファンを設置し、室内の空気を攪拌することにより室内の温度差を解消する。
③ 水道		
	61	水洗トイレに流水音装置を導入する。
	62	水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。
④ その他		
	63	電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
	64	公用車の更新時は、エネルギー消費の少ない自動車を選択する。
	65	高効率給湯器（エコキュート、エネファームなど）を導入する。
	66	エネルギー消費の少ない熱源機・ポンプへ更新する。
	67	階段、事務室、トイレ等へ自然光を取り入れる。
	68	雨水利用施設を設置する。
(5)再生可能エネルギーに関する取組		
	69	施設における自然エネルギーの導入に努める。 例)太陽光発電設備・太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備、地熱・地中熱利用設備、バイオマス熱利用設備(ボイラー、ストーブ)等
(6)吸収作用の保全及び強化に関する取組		
	70	敷地内の緑化、周辺緑化、屋上緑化、壁面緑化を検討する。
(7)その他の取組		
① 建設工事		
	71	支障のない限りエネルギー使用量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
	72	出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。 (運搬車両台数、運転時間、運搬ルート of 検討など)
	73	請負業者に建設副産物の減量化、再利用、資源化を指示する。
	74	建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
② その他		
	75	排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。
	76	省エネ対策による削減額の一部を設備改修に再投資する仕組みを導入する。

2) 調査結果

各課の環境配慮行動の実施状況は表 17 に示すとおりです。

いずれの課においても、現在の取組実施率より今後の取組実施予定率が高くなっています。環境配慮行動の取組を強化することで、温室効果ガス排出量のさらなる削減に取り組めます。

表 17 環境配慮行動の現状

No.	名 称		現在（2023年度）の取組実施状況						（参考） 策定時 実施 予定率
			取組の実施状況（取組数）					実施率 （%）	
			徹底して 実施 している （100%）	概ね実施 している （70%）	あまり 実施して いない （30%）	全く 実施して いない （0%）	該当 しない		
1	総務課		20	23	6	4	9	72%	74%
2	まちの魅力推進課		15	13	1	0	33	84%	90%
3	経営企画課		4	22	1	0	35	73%	93%
4	税務課		1	35	0	0	26	71%	88%
5		窓口係	3	32	2	2	23	67%	100%
6		年金手当係	4	15	12	1	30	57%	99%
7		保険係	21	9	2	0	30	87%	95%
8	福祉課		5	27	2	0	28	72%	95%
9	シーメイト		25	14	5	0	18	83%	91%
10	健康課		12	36	2	1	11	74%	57%
11	子育て支援課		9	27	2	0	24	75%	97%
12	生活安全課		12	17	0	0	33	82%	91%
13	都市整備課		9	23	6	1	23	69%	86%
14	上下水道課		7	38	15	1	1	62%	100%
15	学校教育課		1	31	2	0	28	69%	60%
16	社会教育課		6	39	4	1	12	69%	71%
17	会計課		8	40	7	0	7	69%	85%
18	監査事務局		7	27	2	0	26	74%	94%
19	議会事務局		9	20	2	0	31	76%	72%
平均			9	26	4	1	23	73%	86%

4 将来の温室効果ガスの削減ポテンシャル

(1) 将来の施設・設備改修計画による削減ポテンシャル

本計画の対象施設について、将来の設備更新や施設改修計画を調査し、設備更新・施設改修を実施した場合の二酸化炭素排出量の削減効果を試算しました。

調査の結果を表 18 及び表 19 に示します。7 施設の設備更新・施設改修計画における削減効果を試算すると、104t-CO₂の二酸化炭素排出量を削減できる可能性があります。

表 18 施設・設備の改修計画

管理課	施設名称	予定時期	改修内容
総務課	志免町役場	2029～2030 年度	長寿命化改修
社会 教育課	志免町立町民センター	2025 年度	長寿命化改修
	別府文化センター (隣保館)	2030 年度	長寿命化改修
	志免町ボランティアネットワーク センター(生涯学習 1 号館)	2031～2032 年度	長寿命化改修
	志免町民体育館	2026 年度	長寿命化改修
	志免町総合公園野球場	2023～2027 年度	高効率照明への更新
健康課	志免町立町民ふれあい センター	2031～2032 年度	長寿命化改修
福祉課	志免町総合福祉施設 「シーメイト」	2029～2030 年度	大規模改修

表 19 建替え及び改修措置による削減ポテンシャルの試算結果

施設名称	エネルギー使用量		二酸化炭素排出量		
	2023 年度 実績値 (GJ)	削減 ポテンシ ヤル (GJ)	2023 年度 実績値 (t-CO ₂)	削減 ポテンシ ヤル (t-CO ₂)	2023 年度 比 の削減率 (%)
志免町総合福祉施設「シーメイト」	6,215	1,634	377	72	19%
志免町立町民センター・防災備蓄倉庫	840	462	28	17	61%
志免町立町民ふれあいセンター・ 志免町ボランティアネットワークセンター (生涯学習 1 号館)	2,893	221	75	8	11%
志免町役場	4,196	146	109	5	5%
志免町総合公園野球場	292	26	8	1	13%
別府文化センター(隣保館)	126	25	3	1	33%
志免町民体育館	447	16	12	1	8%
合計	15,009	2,530	610	105	17%

※小数点以下の端数処理により、合計が完全に一致しない場合があります。

(2) 将来の環境配慮行動による削減ポテンシャル

環境配慮行動調査結果（p. 24）を踏まえ、環境配慮行動を強化することによる二酸化炭素排出量の削減効果を試算しました。

その結果、冷暖房の運用改善等により、11t-CO₂の二酸化炭素を削減できる可能性があります（表 21）。

設備更新・施設改修による削減ポテンシャル（104t-CO₂）と合わせると、2023（令和 5）年度から約 115t-CO₂を削減できるポテンシャルを持っています。

表 20 削減ポテンシャルがある取組と現在の取組実施率

課	対象施設	取組内容	現在の取組実施率
総務課等	志免町役場	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	30%
		冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	70%
社会教育課	志免町立町民センター 別府文化センター（隣保館） 志免町産業遺産収蔵庫 文化財整理事務所 志免町歴史資料室分室（文化財収蔵庫） 志免町民体育館 志免町西地区社会体育館 志免町総合公園野球場 志免町ボランティアネットワークセンター（生涯学習 1 号館）	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	30%
		冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	70%
生活安全課	志免町地域安全安心センター 防災備蓄倉庫	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	70%
子育て支援課	志免東保育園 志免南保育園	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	70%
上下水道課	土生山浄水場	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	30%
		冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	70%
健康課	志免町立町民ふれあいセンター	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	70%
		空調フィルターを定期的に点検・清掃する。	70%
		冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	70%
福祉課	志免町総合福祉施設「シーメイト」	冷暖房は、室温が適正温度（冷房時 28℃、暖房時 20℃を目安）になるように設定する。	70%
		冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	100%

表 21 環境配慮行動による削減ポテンシャルの試算結果

施設名称	エネルギー使用量		二酸化炭素排出量		
	2023 年度 実績値 (GJ)	削減 ポテンシャル (GJ)	2023 年度 実績値 (t-CO ₂)	削減 ポテンシ ヤル (t-CO ₂)	2023 年度比 の削減率 (%)
土生山浄水場	8,018	113	210	4	2%
志免町総合福祉施設 「シーメイト」	6,215	72	377	3	1%
志免町役場	4,196	38	109	1	1%
志免町立町民センター・ 防災備蓄倉庫	840	25	28	1	4%
志免町立町民ふれあい センター・ 志免町ボランティアネット ワークセンター (生涯学習 1 号館)	2,893	25	75	1	1%
志免町総合公園野球場	292	5	8	0.2	3%
志免町民体育館	447	3	12	0.1	1%
志免南保育園	568	3	21	0.1	0.5%
志免東保育園	438	2	17	0.1	0.6%
別府文化センター (隣保館)	126	1	3	0.05	2%
志免町西地区社会体育館	142	1	4	0.04	1%
文化財整理事務所	33	0.4	1	0.01	1%
志免町地域安全安心 センター	72	0.2	2	0.01	0.5%
志免町歴史資料室分室 (文化財収蔵庫)	0.7	0.005	0.02	0.0002	1%
志免町産業遺産収蔵庫	0.4	0.003	0.01	0.0001	1%
合計	24,282	289	865	11	1%

※小数点以下の端数処理により、合計が完全に一致しない場合があります。

5 計画の目標

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本町における温室効果ガス排出量の削減目標は、2030（令和12）年度の排出量を2013（平成25）年度比で50%以上削減（-1,933t-CO₂）し、1,933t-CO₂以下にすることとします（図16）。これは、「政府がその事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の目標（2013年度比50%削減）を踏まえた削減目標です。

本町の2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は1,671t-CO₂であり、既に2013（平成25）年度比で57%削減されていますが、図16のとおり、排出量は電力排出係数の変動により増減することが想定されるため、目標は50%以上とします。

引き続き職員の省エネ行動の徹底や計画的な設備更新の実施、運用面の取組の強化により、目標の達成を目指します。

◆温室効果ガス排出量の削減目標

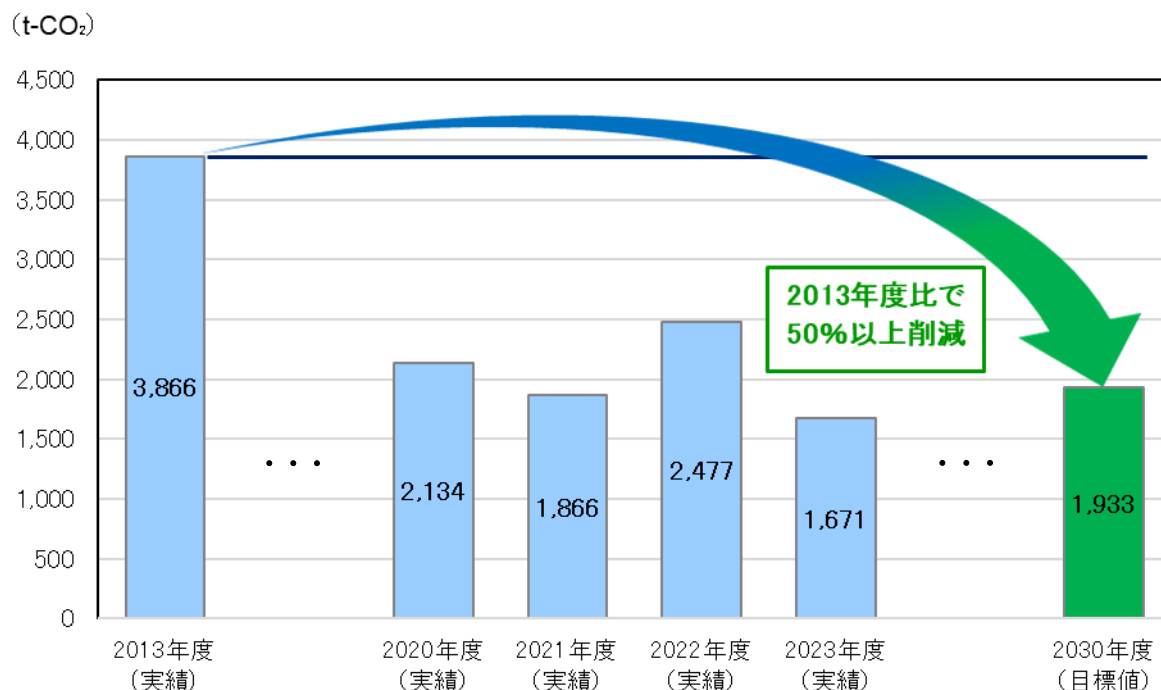
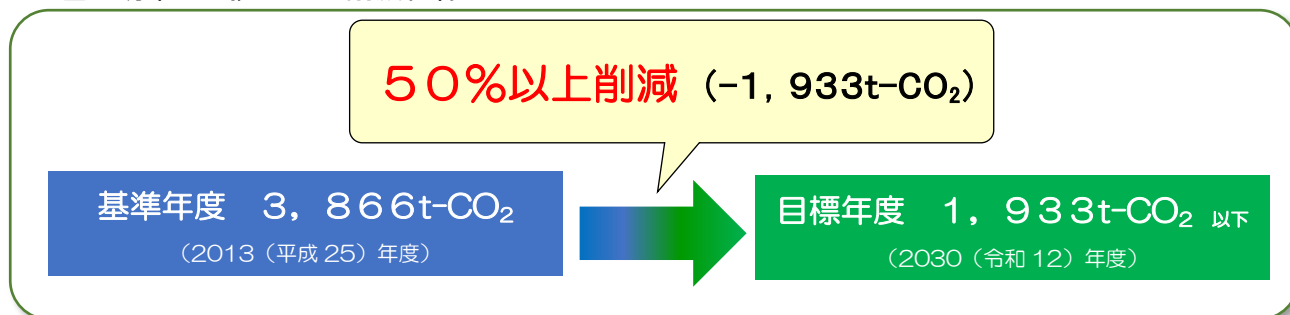


図16 温室効果ガス排出量の削減目標

(2) エネルギー使用量の削減目標

温室効果ガス排出量の削減目標を達成するために、エネルギー使用量（熱量換算値）を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で22%（-13,695GJ）以上削減し、48,553GJ以下とすることを目標とします（図17）。

◆エネルギー使用量の削減目標

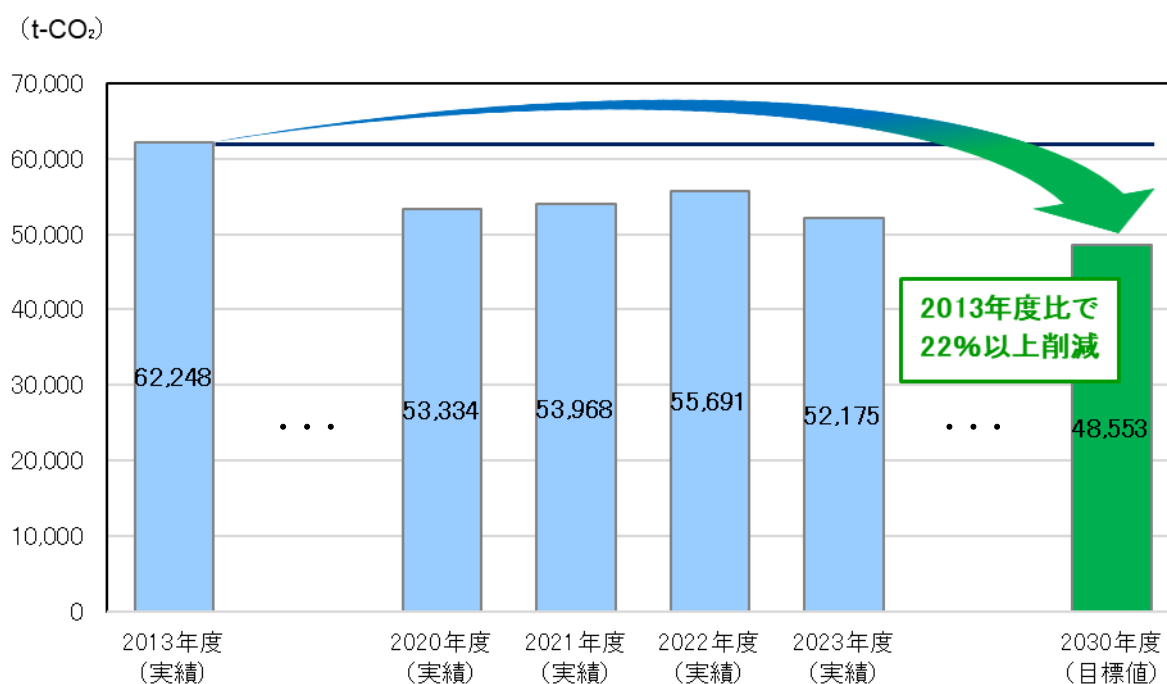
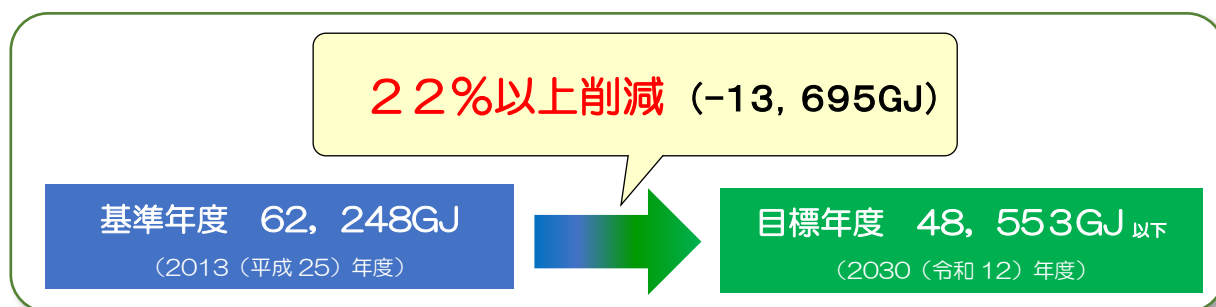


図17 エネルギー使用量の削減目標

6 目標達成に向けた具体的な取組

国の地球温暖化対策計画において、地方公共団体は「国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施する」とされています。

そこで、政府実行計画の主な取組に基づき、町の目標達成に向けた指標を以下の通り設定します。

また、これらの指標および削減目標を達成するため、職員は、施設設備の運用改善及び導入・更新など、施設計画に関する取組の他、日常業務を通じて行う環境配慮行動を推進します。

取組によっては既に実施しているものもありますが、今後も全ての施設、職員で取組を徹底することとします。

（１）目標達成に向けた指標

取組	指標
太陽光発電の最大限の導入	設置可能な公共施設及び公有地について、 <u>50%以上に太陽光発電設備を設置</u> することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については、今後全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも <u>2030年度までに全て電動車</u> とする。
LED 照明の導入	既存設備を含めた公共施設全体の <u>LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%</u> とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに町が調達する電力の <u>60%以上を再生可能エネルギー電力</u> とする。

(2) 日常業務に関する取組

1) 物品購入

- ・物品購入時は、「グリーン購入※」を心掛ける。

※必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること。

(詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、コピー用紙やトイレトペーパーは再生紙を購入するなど)

環境ラベルの例：



エコマーク



F S C[®]認証制度
(森林認証制度)

- ・製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。

2) 用紙類

- ・印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。
- ・両面印刷や、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- ・メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する。
- ・コピー機等におけるミスコピー、ミスプリントの防止（リセットボタン、オールクリアボタンの利活用）。
- ・コピー、印刷物の部数、ページ数を減量化する。
- ・各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。
- ・会議等において、封筒使用を自粛する。
- ・事前配布資料は、原則再配布を自粛する。
- ・モニターやプロジェクターを駆使し、ペーパーレス会議を推進する。

3) 用紙等のリサイクル

- ・使用済封筒、不用紙、ファイル、付箋紙等を再利用する。
- ・トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請する。
- ・不用紙は資源ゴミとして廃棄し、燃やせるゴミから排除する。

4) O A 機器

- ・LANの活用により周辺機器の共有化を図る。
- ・パソコン、コピー機、プリンターは省エネモードを活用する。
- ・離席時は、モニターの電源を切る。

5) 照明・空調設備

- ・使用していない箇所は消灯するなど、こまめな消灯を行う。

-
- ・冷暖房は、室温が適正温度（冷房 28℃、暖房 20℃を目安）となるように設定する。

6) 公用車

- ・急発進、急加速や不必要なアイドリングをしない。
- ・早めにアクセルオフをしてエンジnbrakeを活用する。
- ・不必要な荷物を積んだままの状態にしない。
- ・低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。
- ・合理的な走行ルートを選択により効率的・合理的に運行する。
- ・走行距離、燃費使用量等の実態把握と改善を行う。

7) その他

- ・資源回収ボックスを利用し、リサイクルに努める。
- ・ごみの分別を徹底する。
- ・エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み下ろしのみの利用とする。
- ・省エネ対策の執務環境に対応した能率的な服装（クールビズ、ウォームビズ）にする。
- ・食器洗浄や洗濯時等は、水を流しっぱなしにしない。
- ・温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。

(3) 設備・機器の保守・管理に関する取組

- ・照明器具を定期的に清掃する。
- ・空調フィルターを定期的に点検・清掃する。
- ・空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行う。
- ・水漏れ等の点検を定期的に実施する。
- ・公用車のタイヤの空気圧を調整する等、定期的に点検・整備を実施する。

(4) 設備・機器の運用改善に関する取組

1) 照明機器

- ・勤務時間終了後、執務室は一斉消灯し、以後は必要な箇所のみ点灯する。
- ・廊下、階段等の共用部分の照明は、支障にならない範囲で消灯する。
- ・ノー残業デーの設定等、定時退庁を推進して照明時間を縮減する。

2) 空調設備

- ・冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。
- ・空調機の吹き出し口の障害物を撤去する。

3) 電力使用量

- ・デマンド管理や電力消費監視システムなどを導入し、電力消費の見える化を実施する。

4) 水道

- ・利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水普及の表示を行う。

(5) 設備・機器の導入、更新に関する取組

1) 照明機器

- ・LEDなど省エネ型照明機器に更新する。
- ・人感センサー付の照明器具を導入する。
- ・個々に点消灯できる装置を導入する。

2) 空調設備

- ・個別冷暖房が可能なシステムを導入する。
- ・省エネルギー型空調（外気冷房、全熱交換器など）を導入する。

3) 水道

- ・水洗トイレに流水音装置を導入する。
- ・水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。

4) その他

- ・電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- ・公用車の更新時は、エネルギー消費の少ない自動車（例：電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車）を選択する。
- ・事務室、階段、トイレ等へ自然光を取り入れる。

(6) 再生可能エネルギーに関する取組

- ・施設における自然エネルギーの導入に努める。
例) 太陽光発電設備・太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備、
地中熱利用設備、バイオマス熱利用設備（ボイラー、ストーブ）等
- ・町有の新築建築物にはZEB※を導入する。

※ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは

50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義されており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、

建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち1万㎡以上のものを④ZEB Orientedと定義されている。

(7) その他の取組

1) 建設工事

- ・支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機器を使用するよう発注者として促す。
- ・出入車両から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
(運搬車両台数、運転時間、運搬ルート of 検討など)
- ・請負業者に建設副産物の減量化、再利用、資源化を指示する。
- ・建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

2) その他

- ・エネルギー使用量が多い志免町総合福祉施設「シーメイト」や土生山浄水場では、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネ設備への更新、燃料の転換等を優先的に検討する。
- ・排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。
- ・町有施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出削減等の措置を講ずるよう要請する。

7 計画の推進

(1) 推進体制

1) 志免町地球温暖化対策推進委員会

志免町地球温暖化対策推進委員会設置要綱に基づき設置した組織で、本計画の策定、見直しを行うとともに、計画の策定後には推進及び進行管理を行います。

志免町地球温暖化対策推進委員会（以下「委員会」とする。）には委員長及び副委員長を置き、委員長は副町長が就任、副委員長は生活安全課長とします。

計画の実行においては、各課に1名程度の担当者を配置します。担当者は、委員会からの指示に従い、各課、各施設での具体的取組項目の職員への周知と推進を図るとともに、定期的実施状況を把握します。

2) 事務局（庶務）

事務局（庶務）は、生活安全課が担当します。

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行うほか、研修を実施します。また、各課担当者からの点検結果報告を踏まえて計画の実施状況を取りまとめ、委員会の開催・運営、実施状況の公表などを行います。

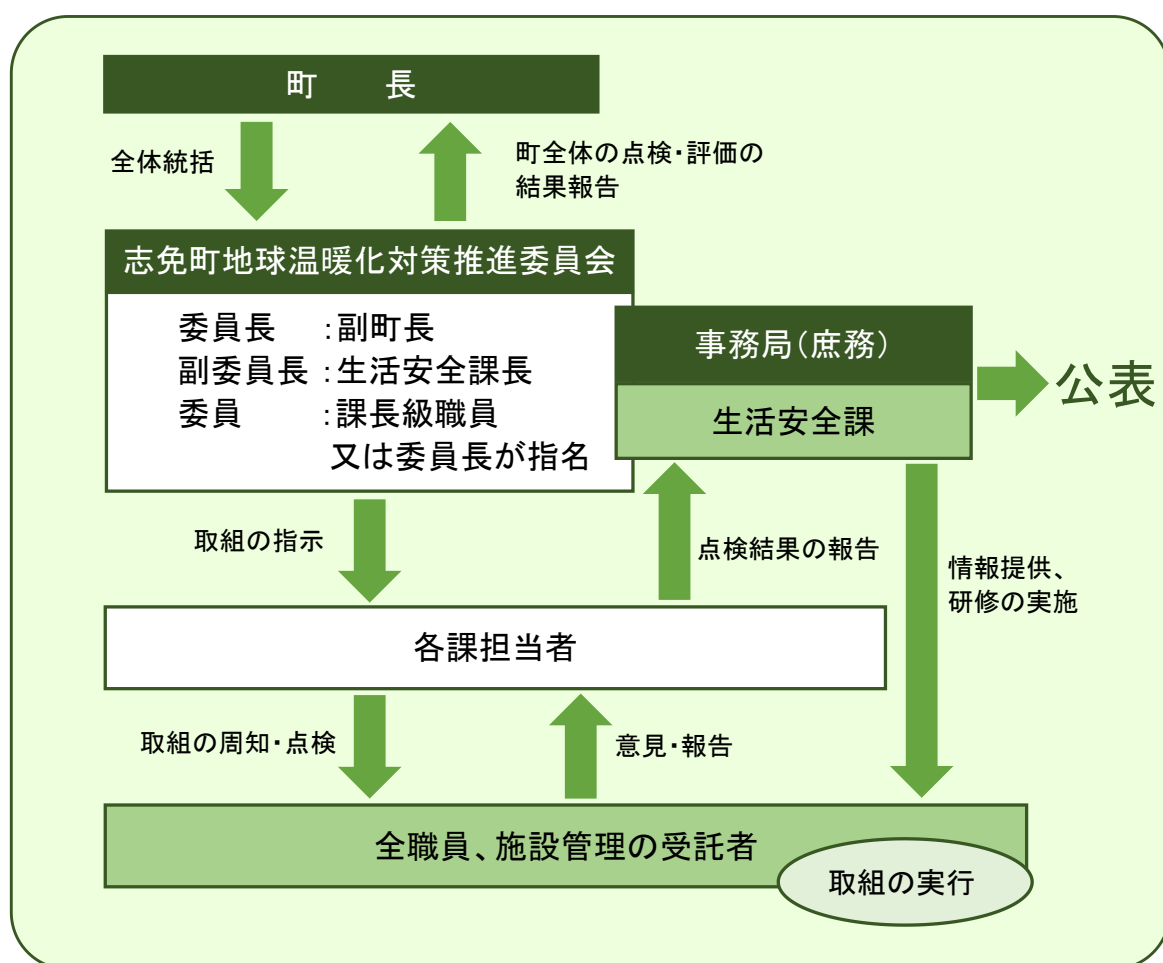


図 18 計画の推進体制

（２）進行管理の方法

計画の進行管理は、①Plan（計画）、②Do（実行）、③Check（評価）、④Act（改善）という、PDCA サイクルによる進行管理を行っていきます。

１）Plan（計画）

事務局は１年間のスケジュールを設定し、職員へ通知します。各課担当者及び職員は、目標を確認し取組内容を共有します。なお、計画２年目以降は、前年度の実施状況の点検・評価の内容を受けて、次年度で行うべき取組内容を各課の意向を確認、調整の上リストアップします。

２）Do（実行）

各課担当者及び職員は、「６ 目標達成に向けた具体的な取組」（p. 31）に示された事項を着実に実施します。また事務局は、職員意識を啓発し、計画を効果的に推進するために、情報提供や研修などを実施します。

<職員への情報の提供>

事務局は、計画内容の周知徹底を図るために、職員への情報提供を行います。

表 22 職員への情報提供

提供方法	提供内容
庁内 LAN 等	・ 計画の内容 ・ 取組の項目 ・ エネルギー使用量の推移 ・ 削減目標の達成状況 など

<研修の実施>

事務局は、計画の着実な推進を図るために、職員に向けて研修を実施します。

表 23 職員の研修

項 目	内 容
対 象	全職員
頻 度	年 1 回程度
研修内容	地球温暖化の現状、計画の目的、取組の内容、職員の役割、計画及び取組に係る意見交換 など

3) Check (評価)

各課担当者は、「点検調査票」(資料編参照)を用いて、各施設のエネルギー使用量(毎月)と各課の取組の実施状況(年1回)を把握し、事務局に報告します。

事務局は各課担当者からの報告を踏まえて、町全体の実施状況を取りまとめ、各課や施設における計画の実施状況を総括した結果を委員会において報告し、点検・評価を行います。

表 24 実施状況の把握

項 目	調査担当課	調査回数
電力・燃料使用量	施設・公用車を管理する全ての課	毎月
取組の実施状況 公用車の走行距離	関係各課	年1回

4) Act (改善)

事務局及び委員会は、次年度に向けた見直しを行い、取組内容や目標値を改訂した場合、計画の内容を本町のホームページを通して一般に公表します。温室効果ガスの総排出量や目標の達成状況等は毎年1回公表します。

表 25 計画の公表

項 目	公表時期	公表方法
計画の内容	計画の改訂時	ホームページ
温室効果ガスの総排出量、削減目標の達成状況	毎年1回	
取組の実施状況	毎年1回	

5) 年間スケジュール

毎年の PDCA に関する年間スケジュールと役割分担は、表 26 のとおりです。

表 26 計画の運用に関する年間スケジュールと役割分担

実施項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	事務局	委員会	各課担当者	一般職員
P 計画	スケジュール設定・通知													●			
	目標、取組の共有													●	●	●	●
D 実行	取組の実施	(随時)												●	●	●	●
	取組の推進	(随時)												●	●	●	●
	職員啓発 職員への情報提供	(随時)												●			
	職員研修													●			
C 評価	実施及び進捗状況の把握 取組の点検													●		●	
	エネルギー使用量等の実績報告													●		●	
	排出量の集計・分析・評価													●			
A 改善	次年度に向けた見直し													●	●		
	総排出量等の公表													●			

巻末資料

(1) 志免町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

志免町地球温暖化対策推進委員会設置要綱

令和3年5月10日
志免町長 世利 良末

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項の規定に基づき、志免町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」という。)を策定し、この実行計画に従った事務事業の推進を図るため、志免町地球温暖化対策推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 実行計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副町長を、副委員長には生活安全課長を、委員には各課等の長又は委員長の指名するものをもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(この条において「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(部会)

第5条 委員会は、必要に応じて部会を設置することができる。

- 2 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(庶務)

第6条 委員会及び部会の庶務は、生活安全課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

(2) 点検調査票

表 27 電力・燃料使用量等の調査票

2021年度		月別入力												年計入力	合計
【調査項目】		単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
燃料の使用	ガソリン(公用車)	L													0.0
	ガソリン(公用車以外)	L													0.0
	灯油	L													0.0
	軽油(公用車)	L													0.0
	軽油(公用車以外)	L													0.0
	A重油	L													0.0
	液化石油ガス(LPG)(公用車)	kg													0.0
	液化石油ガス(LPG)(公用車以外)	kg													0.0
	九州電力	kWh													0.0
	株式会社ホープ	kWh													0.0
他人から供給された電気の使用	電気事業者(その3)	kWh													0.0
	電気事業者(その4)	kWh													0.0
	電気事業者(その5)	kWh													0.0
	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km													0.0
	バス	km													0.0
自動車の走行	軽乗用車	km													0.0
	普通貨物車	km													0.0
	小型貨物車	km													0.0
	軽貨物車	km													0.0
	普通・小型・軽特種用途車	km													0.0
	普通・小型乗用車(定員10名以下)	km													0.0
	バス	km													0.0
	普通貨物車	km													0.0
	小型貨物車	km													0.0
	普通・小型特種用途車	km													0.0
自動車用エアコンディショナー	使用時	合													0.0
	廃棄時	kg-HFC													0.0

表 28 環境配慮行動調査票（１）

調査票②：庁内における環境配慮行動調査票

・記入部署名： _____
 ・記入者名： _____

区分	No	取組	今年度の取組状況
			①徹底して実施している（ほぼ100%） ②概ね実施している(70%) ③あまり実施していない(30%) ④まったく実施していない(0%) ⑤該当しない
(1) 日常業務に関する取組	1) 物品購入	1 物品購入時は、「グリーン購入」※を心掛ける。 ※必要性を再考の上、必要な場合には環境配慮された製品を購入すること。 （詰め替え可能な製品や長期利用が可能な製品、エコマーク等の環境ラベル表示がある製品の購入、 またコピー用紙やトイレットペーパーは再生紙を購入するなど）	
		2 製品を購入する際、包装の簡素化を指示する。	
	2) 用紙類	3 印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。	
		4 両面印刷や、裏面コピー、縮小機能を利用する。	
		5 メモ用紙等には、可能な限り裏紙（個人情報等を含む文書を除く）を使用する。	
		6 コピー機等におけるミスコピー、ミスプリントの防止（リセットボタン、オールクリアボタンの利活用）。	
		7 コピー、印刷物の部数、ページ数を減量化する。	
		8 各種資料の共有化、データベース化で用紙使用量の削減に努める。	
		9 会議等において、封筒使用を自粛する。	
		10 事前配布資料は、原則再配布を自粛する。	
		11 モニターやプロジェクターを駆使し、ペーパーレス会議を推進する。	
	3) 用紙等のリサイクル	12 使用済封筒、不要紙、ファイル、付箋紙等を再使用する。	
		13 トナーカートリッジは、業者に回収、資源化を要請する。	
		14 不用紙は資源ゴミとして廃棄し、燃やせるゴミから排除する。	
	4) OA機器	15 LANの活用により周辺機器の共有化を図る。	
		16 パソコン、コピー機、プリンターは省エネモードを活用する。	
		17 離席時は、モニターの電源を切る。	
	5) 照明・空調設備	18 使用していない箇所は消灯するなど、こまめな消灯を行う。	
		19 冷暖房は、室温が適正温度（冷房28℃、暖房20℃が目安）となるように設定する。	
	6) 公用車	20 急発進・急加速や不必要なアイドリングをしない。	
		21 早めにアクセルオフをしてエンジンブレーキを活用する。	
		22 unnecessary 荷物を積んだままの状態にしない。	
		23 低燃費車や低公害車を優先的、計画的に使用する。	
		24 合理的な走行ルートを選択により効率的・合理的に運行する。	
		25 走行距離、燃料使用量等の実態把握と改善を行う。	
	7) その他	26 資源回収ボックスを利用し、リサイクルに努める。	
		27 ごみの分別を徹底する。	
		28 エレベーターにおける職員の利用は体調不良、荷物の積み降ろしのみの利用とする。	
		29 省エネ対策の執務環境に対応した能率的な服装（クールビズ・ウォームビズ）にする。	
		30 食器洗浄や洗濯時等は、水を流しっぱなしにしない。	
		31 温暖化対策やその効果に関する情報を定期的に職員へ提供する。	
(2) 設備・機器の保守・管理に関する取組		32 照明器具を定期的に清掃する。	
		33 空調フィルターを定期的に点検・清掃する。	
		34 空調機器、ボイラー等の定期的な整備・点検及び適正な運転管理を行う。	
		35 水漏れ等の点検を定期的に実施する。	
		36 公用車のタイヤの空気圧を調整する等、定期的に点検・整備を実施する。	

表 29 環境配慮行動調査票（2）

区分	No	取組	今年度の取組状況
			①徹底して実施している (ほぼ100%) ②概ね実施している(70%) ③あまり実施していない(30%) ④まったく実施していない(0%) ⑤該当しない
(3)設備・機器の運用改善に関する取組	1)照明機器	37 勤務時間終了後、執務室は一斉消灯し、以後は必要な箇所のみ点灯する。	
		38 廊下、階段等の共有部分の照明は、支障にならない範囲で消灯する。	
		39 ノー残業デーの設定等、定時退庁を推進して照明時間を縮減する。	
	2)空調設備	40 冷房の効率化を図るため、ブラインドやカーテンを効果的に利用する。	
		41 空調機の吹き出し口の障害物を撤去する。	
	3)電力使用量	42 デマンド管理や電力消費監視システムなどを導入し、電力消費の見える化を実施する。	
	4)水道	43 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。	
(4)設備・機器の導入、更新に関する取組	1)照明機器	44 LEDなど省エネ型照明機器に更新する。	
		45 人感センサー付の照明器具を導入する。	
		46 個々に点消灯できる装置を導入する。	
	2)空調設備	47 個別冷暖房が可能なシステムを導入する。	
		48 省エネルギー型空調(外気冷房、全熱交換機など)を導入する。	
	3)水道	49 水洗トイレに流水音装置を導入する。	
		50 水を使用する機器を購入・更新する際には節水型の製品を選ぶ。	
	4)その他	51 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。	
		52 公用車の更新時は、エネルギー消費の少ない自動車(例:電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車)を選択する。	
		53 階段、事務室、トイレ等へ自然光を取り入れる。	
(5)再生可能エネルギーに関する取組		54 施設における自然エネルギーの導入に努める。 例)太陽光発電設備・太陽熱利用設備、風力発電設備、小水力発電設備、 地中熱利用設備、バイオマス熱利用設備(ボイラー、ストーブ)等	
		55 町有の新築建築物にはZEBを導入する。 ※ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)とは、50%以上の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物のこと。	
(6)その他の取組	1)建設工事	56 支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。	
		57 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。 (運搬車両台数、運転時間、運搬ルートの検討など)	
		58 請負業者に建設副産物の減量化、再利用、資源化を指示する。	
		59 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。	
	2)その他	60 エネルギー使用量が多い志免町総合福祉施設「シーメイト」や土生山浄水場では、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネ設備への更新、燃料の転換等を優先的に検討する。	
		61 排出係数の少ない電気事業者の選択を検討する。	
62 町有施設の運営を委託している場合、運営者等に対して温室効果ガスの排出の削減等の措置を講ずるよう要請する。			

志免町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

2022（令和4）年3月
2025（令和7）年3月 一部改定

〒811-2292
福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号
志免町 生活安全課
TEL：092-935-1001（代表）
FAX：092-935-9459
<https://www.town.shime.lg.jp/>

